

告 示

埼玉県告示第千二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

秩父都市計画道路三・五・十一号山の手通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県秩父県土整備事務所、秩父市地域整備部

都市計画課

四 縦覧期間

令和四年十一月十五日から令和四年十一月二十九日まで